

三田市通讯中文版

三田市政府消息【临时号】

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピモーモール6階

电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp



三田市特別定額給付金の申請

2020年4月27日現在で、外国人の方を含め三田市に住民登録がある方を対象に、世帯主（または代理人）からの申請に基づいてお一人あたり10万円を、世帯主（または代理人）の銀行口座に一括して振り込みます。一括で振り込みますので、複数口座への振込指定はできません。

世帯主の方ご自身（代理人は不可）がマイナンバーカードと対応するスマートフォン等をお持ちの場合は、返送や本人確認書類が不要なオンライン申請をご利用ください。

※家庭内暴力（DV）被害者に対する特例

DVのため居所を移されている方には、ご本人からの申請で別口座へ振り込みます。被害者の方は至急、三田市配偶者暴力相談支援センター（電話563-7830、月曜日～金曜日、10時～17時30分）にご相談ください。また、世帯主への振込完了後に被害者の方からの申し出が受理された場合は、その家族分の給付金を市に返還いただきます。あらかじめご了解ください。

■申請に必要なもの

（1）受取口座の情報

三田市の市民税（市・県民税）の引落口座を指定されると通帳等の写しが不要です（その他の引落や受給口座は、全て写しが必要）。市民税引落以外の口座を指定される場合は、口座番号と名義人が確認できる通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピー。

※金融機関の口座をお持ちでない方や金融機関から離れた場所にお住まいの方は、申請書を返信する前にまず下記担当にご相談ください。

（2）世帯主または代理人の本人確認書類

運転免許証（表面。住所変更があれば裏面も）、マイナンバーカード（顔写真側）または健康保険証、年金手帳など公的機関が発行する書類で氏名のほかに住所または生年月日のいずれかが確認できるコピー。代理人が申請される場合は、世帯主の分に加えて代理人の本人確認書類も提出してください。申請書は、到着から3ヵ月以内にご返送ください。

【問合せ】市民課 特別定額給付金担当
電話079-559-5096 FAX079-559-5114

三田市特別定額补贴金の申請

该项补贴金的申请包括外国人在内，以截至2020年4月27日在三田市有居民登记的市民为对象，根据户主（或代理人）的申请为基准，将家庭成员每人10万日元统一汇入户主（或代理人）的银行账户。因为是一次性汇款，所以不能指定方向多个账户汇款。

如果户主本人（代理人不可）持有个人号码卡和与之对应的智能手机等，请使用不需要邮寄申请书和本人确认文件的在线申请。

※对家庭暴力（DV）受害者的特例

对于因为家庭暴力而分居的市民，可以由本人申请向个人账户汇款。受害者请尽快向三田市配偶暴力咨询支援中心（电话563-7830，周一至周五，10点至17点30分）咨询。另外，向户主的汇款完成后，受害者的申请被受理的情况下，须将该家庭成员的补助金返还给市里。敬请周知。

■申请所需的资料

（1）收款账户的信息

拥有交纳三田市市民税（市・县民税）的委托扣款账户并将其指定为收款账户的话不需要提交存折等的复印件（其他的账户都需要复印件）。被指定为市民税扣除以外的账户的情况下，需要提交可以确认账户号码和名义人的存折的复印件或现金卡的复印件。

※没有金融机关账户的人或者住在远离金融机关的地方的人，在回复申请书之前请先和下述担当咨询。

（2）户主或代理人的本人确认文件

驾驶证（正面。如果有地址变更，还需附加背面）、个人号码卡（有照片一面）或健康保险证、年金手册等由公共机关发行的可以确认姓名、地址以及出生年月日的复印件。由代理人申请的情况下，除了户主的资料之外还须提交代理人的本人确认资料。请在收到后的3个月内寄回申请书。

【问询】市民課特別定額补贴金担当

☎079-559-5096 FAX079-559-5114

三田市子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯に支給します。

■支給対象者

今年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

※対象児童に新高校1年生を含みます。

※所得制限で特例給付を受給している方を除きます。※支給対象者には、5月中旬に案内文書を郵送します。(公務員の人は、所属庁から案内があります。)

■給付額

対象児童1人につき1万円(1回限り)

■給付の方法

2020年6月15日に児童手当登録銀行口座へ振り込み予定です。※公務員の人は、手続き後の随時払です。

■申請の方法

今回の給付を受けるための申請は不要です。

※給付を希望しない場合は、2020年5月25日(月曜日)までに拒否の申し出を受け付けます。※公務員の人は、所属庁から出される支給対象者である証明を添付し、三田市に申請手続きが必要です。

【問合せ】子ども家庭課 電話559-5072 ファクス563-3611

三田市ひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の発生による就業環境の変化の影響を受けやすいひとり親家庭への生活を支援するため、緊急的な支援として一時金を支給します。

■支給対象者

今年4月分の児童扶養手当受給者(全部支給停止者を除く。)※4月中に児童扶養手当を申請し認定を受けた人を含みます。※支給対象者には、5月上旬に案内文書を送ります。

■給付金

1世帯につき5万円を支給(1回限り)

■給付の方法

2020年5月末日に児童扶養手当登録銀行口座へ振り込み予定です。※4月に児童扶養手当を申請した人は、認定状況により給付日が遅れる場合があります。

■申請の方法

今回の給付を受けるための申請は不要です。※給付を希望しない場合は、2020年5月14日(木曜日)までに拒否の申し出を受け付けます。

【問合せ】子ども家庭課 電話559-5072 ファクス563-3611

三田市育児家庭の臨時特別补贴金

臨時特別补贴金は本市支援受新型コロナウイルス感染症影響の育児家庭の生活的措施、向领取儿童补贴的家庭支付。

■支付対象

今年4月份(含3月份)领取儿童补贴的人

※对象儿童包含新高中1年级学生。

※因收入限制而领取特例补贴的人除外。※给支付对象5月中旬邮寄说明文书。(公务员由所属厅发放说明文书。)

■补助金额

对象儿童1人1万日元(仅限1次)

■支付的方法

预计2020年6月15日汇入儿童补贴登记银行账户。※公务员是手续后随时支付。

■申请的方法

临时特别补贴金不需要申请。

※如您自愿放弃临时特别补贴金,请于2020年5月25日(星期一)之前表明意愿。※公务员需要附加所属厅开出的支付对象者证明向三田市提交申请手续。

【问询】儿童家庭科 ☎079-559-5072 Fax 079-563-3611

给三田市单亲家庭发放临时特别补贴金

由于新型冠状病毒肺炎感染疫情的发生,为了支援易受就业环境变化影响的单亲家庭的生活,做为紧急支援而发放临时补贴金。

■支付対象

今年4月份的儿童抚养津贴领取者(全部支付停止者除外。)*包括在4月内有申请儿童抚养津贴并获得认定的人。

※对于支付对象,将于5月上旬发送指南文书。

■补贴金

一户家庭支付5万日元(仅限1次)

■支付的方法

预定于2020年5月底汇款至已注册的儿童抚养津贴银行账户。*4月申请儿童抚养津贴的人,将根据认定情况,有可能会推迟支付日期。

■申请的方法

临时特别补贴金不需要申请。*如您自愿放弃临时特别补贴金,请于2020年5月14日(星期四)之前表明意愿。

【问询】儿童家庭科 ☎079-559-5072 Fax 079-563-3611